

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
厚生年金関係	12 件

三重厚生年金 事案 1812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

私は昭和36年4月1日にA社へ入社し、平成13年7月1日まで継続して勤務していた。昭和38年3月16日に同社の上部組織変更に伴い、同社C事務所管轄のD施設が同社B事務所E施設となったが、これは勤務場所の変更を伴わない異動だった。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、事業主の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和38年3月16日に同社C事務所から同社B事務所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立期間当時、A社のE施設を管轄する同社B事務所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかしながら、同事業所は法人であり同事業所の被保険者名簿により250人を超える従業員がいたことが推認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、申立人は、同事業所において、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が勤務していたA社のD施設は、同社内の組織変更により、昭和38年3月16日に同社C事務所から新設された同社B事務所へとその管轄が変更されたが、その際、同社B事務所の厚生年金保険の適用事業所としての社会保険事務所への届出が遅れ、その結果、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得届の提出も遅れたものと回答しており、申立期間において社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、オンライン記録どおり、同社B事務所における資格取得日を38年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間当時、A社B工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年1月25日）及び資格取得日（同年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月25日から同年5月1日まで

私は、昭和18年4月にA社B工場に入社し、その後C工場に転勤したものの、定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録では、申立期間が空白期間となっており納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、複数の同僚の供述、A社C工場が保管している厚生年金保険被保険者台帳及び申立人が所持している永年勤続の表彰状から、申立人が申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所（当時）においてA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は複数保管されているところ、昭和23年頃書き換えられたと考えられる同名簿（以下「昭和23年名簿」という。）では、申立人が当該事業所を25年1月25日付けで資格喪失し、25年頃書き換えられたと考えられる同名簿（以下「昭和25年名簿」という。）では、同年5月1日付けで資格取得したこととなっており、申立期間の記録が確認できない。

しかしながら、昭和25年名簿に記載されている被保険者（昭和25年5月1日より後の資格取得者を除く。）の資格取得日欄には全て「25.5.1」と記載されているが、申立人と同一のページに記載された14人の被保険者の資格取得日をオンライン記録で確認したところ、14人全員の厚生年金保険被保険者

記録は18年から継続しており、25年5月1日に資格取得とされている者は確認できない。

また、申立人と同じ昭和18年4月2日に被保険者資格を取得し、かつ昭和25年名簿に記載されている9人の同僚について健康保険厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、25年5月1日資格取得と記録されている者は確認できない。

さらに、昭和32年頃に書き換えられたと考えられる健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「昭和32年名簿」という。）では、申立人の資格取得日は18年4月2日と記載されている上、上記14人のうち昭和32年名簿に記載された6人の記録を確認しても、6人全員の資格取得日が昭和23年名簿と一致する18年の日付で記載されており、25年5月1日資格取得とされている者は確認できないことから、昭和25年名簿の資格取得日欄に記載されている「25.5.1」は資格取得日として記録されたものとは考え難い。

加えて、申立人に係る被保険者記録は、昭和23年名簿において資格喪失日が記録されているものの、申立人が申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことが認められることから、被保険者資格を喪失する具体的な理由が見当たらない上、昭和25年名簿に記載された「25.5.1」のほかに資格を取得した記録は見当たらないところ、その後も被保険者期間が継続していることから判断すると、資格喪失日の記録は誤って記載されたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 1814

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和53年2月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月16日から53年4月29日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、昭和53年2月16日が資格喪失日となっているが、実際は同年4月28日に退職し、同年4月30日に国民年金の加入手続をして同年4月から国民年金保険料を納付した。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の申立人に係る労働者名簿の写し及び雇用保険受給資格者証によると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、何らかの事情によりオンライン記録には収録されていないものの、申立人と氏名、生年月日、性別及び厚生年金保険被保険者記号番号が一致する被保険者原票があり、当該原票には、昭和53年2月16日に被保険者資格取得、同年4月29日に資格喪失と記録されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において、昭和53年2月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 1815

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月25日から42年5月13日まで
年金事務所の記録では、会社を辞めた数か月後に脱退手当金を受け取ったことになっているが、脱退手当金を請求したことも、受け取ったことも無い。申立期間より前に勤めていた会社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金の請求をしていないのに、申立期間のみ請求することは無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1816 (事案 147 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 10 月 1 日まで
前回、A社での資格取得日について記録の訂正はできない旨の通知を受けた。昭和 25 年 4 月 1 日に入社し、見習期間の後社員となり、同社B支店に勤務した。同社C支店に勤めたことはない。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間について、申立人が保管しているA社に係る永年勤続表彰状及び退職証明書により、申立人が同社で勤務していたことは確認できるものの、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) 申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、iii) 申立人が記憶する申立期間当時のA社における同僚についても、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることから、同社は必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険資格を取得させていないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更して申し立てているものの、申立人から「入社当時は見習期間があった。」との供述が得られた上、申立人から提出のあった厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得年月日は昭和 26 年 10 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できるのみである。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 11 日から 36 年 12 月 1 日まで
② 昭和 38 年 11 月 12 日から 40 年 6 月 2 日まで

申立期間について、厚生年金保険の記録では脱退手当金は支給済みとのことであったが、脱退手当金を受け取った覚えは無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月16日から22年4月20日まで
② 昭和22年4月22日から31年3月9日まで

年金事務所でもらった被保険者記録回答票を確認したところ、脱退手当金を受給した記録となっているが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後3ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たし申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した者13人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員について資格喪失後3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から10日後の昭和31年3月19日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1819

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 61 年 8 月 1 日まで

A社での勤務期間の標準報酬月額が改ざんされていたと思う。退社時の月給が 32 万円前後であったが、18 万円と記録されており納得できない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録の標準報酬月額と申立期間当時に支給されていた給与が相違していると申し立てている。

しかし、オンライン記録では、申立期間においてA社の取締役であった申立人の標準報酬月額の記録は、同社の他の取締役や同僚の標準報酬月額の記録と同程度の額となっている。

また、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について、A社に照会したところ、「申立期間当時の賃金台帳等確認できる資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、不自然な点は見当たらない上、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 5 月 10 日まで

私は、昭和 63 年 4 月 1 日に A 病院（現在は、B 病院）へ異動したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 5 月 10 日となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 病院から提出された職員出勤簿及び職員台帳により、申立人が昭和 63 年 4 月 1 日から A 病院に非常勤職員として勤務していることが確認できる。

しかしながら、申立人が在籍していたとされる C 大学 D 学部 E 科の人事異動記録とオンライン記録とを照合したところ、申立人と同様に同大学 D 学部 E 科から A 病院へ異動し、非常勤の医師として勤務していた同僚 6 人のうち 3 人については、厚生年金保険資格取得日が同病院の採用日と一致していないことが確認できる上、これらの同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、そのうちの一人は、「私は A 病院では正規職員になれなかったので、国民年金に加入していた。」と供述している上、当該同僚の厚生年金保険資格取得日は入社約 1 年半後であり、それ以前は国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人と同日に A 病院において被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、「私は、昭和 63 年 4 月に A 病院に赴任したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 5 月 10 日である理由は分からない。4 月分給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」と供述しており、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B 病院に照会したものの、不明との回答であり、これら

を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人のA病院における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1821 (事案 845 及び 1551 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から23年8月1日まで
② 昭和23年9月1日から同年12月5日まで

申立期間①について近接する時期に、国の記録に誤りがあって記録が訂正された経緯がある。申立期間②について雇用保険の加入記録がある。今までの申立てにおいて、本人の証言の重要性が全く反映されていないので再度申し立てる。申立期間について再調査の上、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社に在籍していた複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したところ、申立人と一緒に働いていた旨供述する者はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の入社時期についての供述等を得ることはできなかったこと、ii) A社は昭和30年2月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等関係者の所在も不明のため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和20年4月1日の資格取得(健康保険番号*番)から23年8月1日の資格取得(健康保険番号*番)までの間に、同社において被保険者資格を取得した者は無く、申立人及び上記の申立人が記憶している同僚を含む多くの従業員が申立人と同日の23年8月1日に資格取得している上、これらの同僚に照会したところ、複数の同僚が本人の被保険者資格取得日より2年から3年ぐらい前に同社に入社したと供述していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚

生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえること等を理由として、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間②のうち昭和23年10月21日以降の期間においてB社C工場で勤務していたことは確認できるものの、申立期間②に同事業所に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、複数の同僚が、入社して最初の3か月から6か月程度の期間は臨時社員だった旨、臨時社員の際は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の供述をしている上、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の加入時期に違いがみられることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえること、ii) 申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) B社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点が見られないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から再度申立てがあり、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が健康保険証を使用して受診していたと主張しているため、申立人から提示があった医療機関について調査したところ、所在が不明の医療機関がある上、現存する医療機関について照会したものの、いずれも当時の資料は無い旨の回答があり、申立人が主張する内容について確認することができなかったこと、ii) 旧C町の住所地に現存している医療機関についても調査したが、申立期間当時、開院していた医療機関は見当たらないため、当時の関連資料や供述を得ることはできなかったこと等を理由として、また、申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人から提示があった同僚に照会したところ、勤務時期は特定できないものの、申立人はA社で勤務をしていたことは推認できるが、上記同僚は同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していない上、当該同僚の夫は、申立人と同様、昭和23年8月1日に被保険者資格を取得していることから、同社において必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたとは言えない状況が改めてうかがえること、ii) 同社はD事業所に吸収されたと申立人が主張していることから、D事業所について調査したものの同事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらないこと、iii) A社と同種の事業内容で所在地が近似している事業所に照会したものの、不明と回答しており、同事業所における関連資料や供述等を得ることはできなかったこと等を理由として、さらに、申立期間②に係る申立てについては、i) 前回聴取できなかったB社の厚生年金保険被保険者である複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に調査したところ、申立人を覚えていると供述している同

僚はいるものの、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況についての供述を得ることはできなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年3月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、今回、申立人は新たな資料等を提出することなく、「再調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」との主張をしているが、前回、聴取できなかった同僚について再調査したところ、「私は、昭和21年から結婚した27年までA社で事務員として勤務したが、厚生年金保険料は控除されていなかった。会社に理由を聞くと『資格が無いから。』と言われた。」と供述していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況が改めてうかがえる。

申立期間②について、今回、申立人は新たな資料等を提出することなく、「雇用保険の加入記録があるため、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」との主張をしていることから、申立期間②当時、B社C工場の厚生年金保険の被保険者であった同僚について雇用保険記録を調査したところ、雇用保険の資格取得日の2か月後から7か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況が改めてうかがえる。

このほか、申立人の申立期間におけるオンライン記録と厚生年金保険被保険者台帳の記録は一致している上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1822

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 10 日から 35 年 9 月 28 日まで
申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いのに支給済みとなっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和35年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給決定がなされた昭和35年当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、50年3月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1823

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から同年11月9日まで
② 昭和20年1月5日から22年6月12日まで

申立期間において脱退手当金が支給されたことになっているため、調査をしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえしない。

また、申立人の脱退手当金は昭和23年6月4日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間②の事業所を退職後、32年10月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえしない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月から同年11月まで
② 昭和34年4月から同年11月まで
③ 昭和35年4月から同年11月まで
④ 昭和37年4月から同年11月まで
⑤ 昭和38年4月から同年11月まで
⑥ 昭和39年4月から同年11月まで

申立期間において、少ない給与から厚生年金保険料を控除されるため、手取りが少なくなることをよく経理に話していた記憶がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶している複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚の一人は、「私は、昭和30年代も働いていたが、最初は厚生年金保険料を払わなくてよかったと思う。」と供述しているところ、当該同僚は、A社において昭和40年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、A社は昭和53年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、元代表取締役等に照会したところ、「申立人は臨時で働いていたが、当時の資料は無い。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票の健康保険整理番号*番(昭和33年4月1日資格取得)から*番(40年4月10

日資格取得)までに申立人の氏名及び原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の配偶者に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被扶養者欄に申立人の氏名が記載されており、扶養開始日は不明であるものの、扶養終了日が昭和40年4月1日と記載されていることから、申立期間において申立人はその配偶者の被扶養者となっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 5 月から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 20 年 6 月 10 日から同年 10 月まで

昭和 18 年 4 月頃に、A 社（現在は、B 社）C 工場に入社した。空襲が激しくなった 19 年 5 月頃に同社 D 工場に転勤になり、終戦後、残務整理をした後 20 年 10 月頃に退社した。

給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶していないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社 C 工場及び同社 D 工場において当該期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、同社 D 工場の同僚一人は申立人を記憶しているものの、「いつまでいたか分からない。」と供述しており、他の同僚は申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B 社及び同社 D 工場に照会したところ、いずれも「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社 C 工場の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には、申立人について、昭和 19 年 6 月 1 日資格取得、20 年 6 月 10 日資格喪失と記載されており、オンライン記録と一致している上、申立人が一緒に同社 C 工場から同社 D 工場に移ったとする同僚のうち、同社における被保険者記録が判明した一人についても、申立人と同じ 20 年 6 月 10 日に同社 C 工場に

において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 9 月 1 日から同年 9 月 2 日まで
② 昭和 16 年 9 月 17 日から同年 9 月 20 日まで
③ 昭和 16 年 9 月 22 日から 17 年 2 月 24 日まで
④ 昭和 17 年 4 月 23 日から同年 4 月 24 日まで
⑤ 昭和 17 年 8 月 25 日から同年 9 月 11 日まで
⑥ 昭和 18 年 8 月 21 日から同年 10 月 18 日まで

申立期間①、②、③及び④は、A社において、汽船実習として勤務しており、乗船期間のみを船員保険期間として計上しているのは誤りである。また、申立期間⑤及び⑥は、B社で昭和 17 年 8 月 25 日に入社し継続して勤務していた。転船などによる待命期間が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は待命期間や療養期間中で下船していた期間であるが、船員保険から療養の給付を受けており、当該期間が船員保険被保険者期間でないのはおかしいと主張している。

しかしながら、申立期間当時の船員保険法では、「船舶ニ乗り組ムモノハ船員保険ノ被保険者トス」(第 17 条)と規定し、下船中の船員は被保険者とならないとされるとともに、被保険者期間中の疾病又は負傷については被保険者資格喪失後も療養の給付の対象とされるとの取扱いであった(第 28 条)。

また、申立期間①、②、③及び④について、A社に照会したところ、「当社が保管する申立人に係る船員台帳で確認できる被保険者期間は乗船期間であるが、申立期間①、②、③及び④は下船していた期間であり、被保険者期間ではない。」と回答があり、申立人が船舶整備中の負傷により入院及び自宅療養していたとする申立期間③について、同社から提出された船員台帳により、

船員保険の未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立期間⑤及び⑥について、B社から提出された申立人に係る人事記録から、申立人が昭和17年8月25日に採用され、19年11月4日に離職していることが確認できるが、同社から、「申立人の人事記録によると、申立期間は待機期間又は請暇のため下船していた期間と考えられ、当時は乗船中のみ船員保険を付保するという制度であった。申立人以外に船員保険記録がある多くの方において下船時に資格を喪失していることが確認でき、申立人も当時の法制度にのっとり得喪手続を行っていたと考えられる。また、給与の保険料控除についても同様のことが推測される。」との回答があり、同社は、申立期間⑤及び⑥において、申立人の船員保険被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。